

群馬県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定書

- 3 丙は、前項の要請を受けた場合は、協力団体等と調整を行い、乙に対して速やかに派遣の可否を報告し、派遣が可能なときは、福祉チームの構成員を派遣する。
- 4 乙は、前項の報告に基づき、福祉チームを編成し、避難所等に派遣する。
- 5 乙は、前項の福祉チーム編成と同時に、甲及び丙に派遣計画を通知する。
- 群馬県（以下「甲」という。）、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び群馬県社会福祉法人経営者協議会、一般社団法人群馬県社会福祉士会、一般社団法人群馬県介護福祉士会、群馬県精神保健福祉士会、一般社団法人群馬県身体障害者施設協議会、公益社団法人群馬県知的障害者福祉協議会、特定非営利活動法人群馬県精神障害者社会復帰協議会、一般社団法人群馬県社会就労センター協議会、群馬県救護施設協議会、群馬県保育協議会、群馬県児童養護施設連絡協議会、群馬県乳児福協議会、群馬県母子生活支援施設協議会、ぐんま子育て支援センター連絡会（以下総称して「丙」という。）は、災害発生時の群馬県災害派遣福祉チーム（以下「福祉チーム」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害（災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害をいう。）発生時等において、甲、乙及び丙が相互に協力し、福祉チームを避難所、福祉避難所その他災害の発生時に特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）に派遣し、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮をする者（以下「要配慮者」という。）等、福祉支援が必要な者の避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止を図ることを目的とする。

（活動内容）

- 第2条 福祉チームの活動は、次のとおりとする。
- (1) 福祉ニーズの把握
- (2) 要配慮者の状態の評価及び関係機関への情報提供や支援のコーディネート等
- (3) 避難所等における福祉サービスの提供及び福祉環境の整備
- (4) 前各号に定めるものほか必要な福祉支援
- 2 その他福祉チームの活動内容の詳細については別途定める。
- （チーム員の登録）
- 第3条 丙は、自らの団体に加入する施設、事業所等の職員又は個人加入者（以下「協力団体等」という。）のうち、福祉チームへの協力が可能な者について、乙に推薦する。
- 2 乙は丙から推薦された者をチーム員として登録する。

（派遣要請）

- 第4条 甲は、次の各号に掲げる派遣基準に基づき、乙に対し、福祉チームの派遣を要請する。
- (1) 県内で災害救助法の適用が検討される程度の災害が発生したと見込まれる場合
- (2) 避難所等を設置する被災地の市町村から甲に対して福祉チームの派遣要請があつた場合
- (3) 国又は他都道府県から甲に対して福祉チームの派遣要請があつた場合
- (4) 前各号に定める場合のほか、緊急性があり、福祉チームを派遣することが必要であると認められる場合
- 2 乙は、前項の要請を受け、丙に対し、福祉チームの構成員の派遣を要請する。
- （待機要請）
- 第5条 乙は、前項の報告に基づき、丙に対し、福祉チームの構成員の派遣待機を要請する。
- 2 乙は、派遣の可能性がないと判断したときは、前項の派遣待機をしている丙に対し、待機の解除を通知する。
- 3 県内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、丙は、要請の有無にかかわらず福祉チームの構成員を待機させる。

（費用負担）

- 第6条 福祉チームの運営及び活動等に関する費用負担については、第1条の趣旨を踏まえ、甲、乙及び丙の3者が協議の上、決定する。
- 2 第4条に基づき甲から要請された福祉チームの派遣費用については、別途定める基準により、甲に請求することができる。
- （情報の交換、研修及び訓練）
- 第7条 甲、乙及び丙は、災害時等において福祉チームが円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行うとともに、チーム員の養成研修及び3者の連携確認のための訓練を、それぞれ年に1度以上実施する。
- 2 研修及び訓練の内容については、群馬県災害福祉支援ネットワークで協議の上、決定する。

（秘密保持及び専門性の尊重）

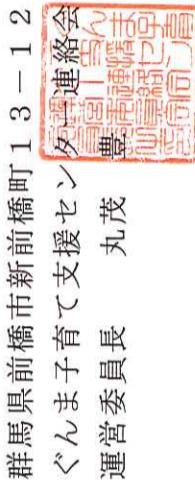
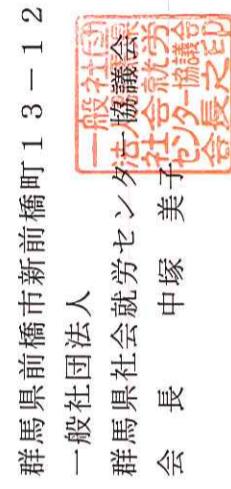
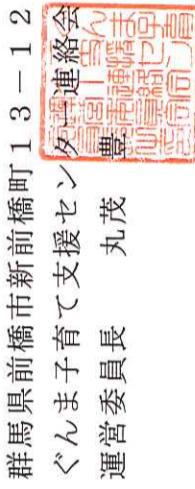
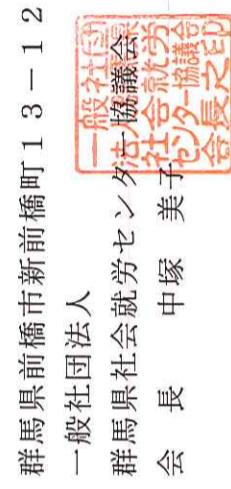
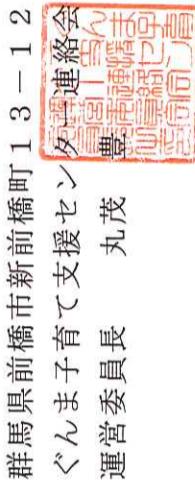
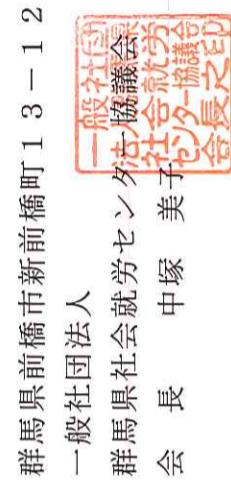
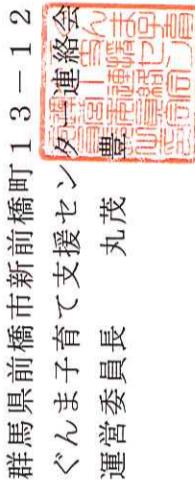
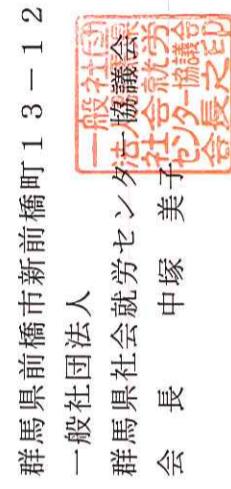
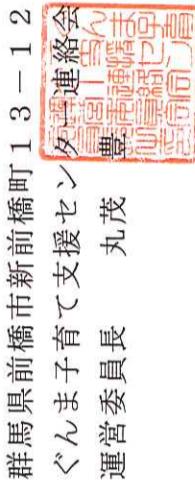
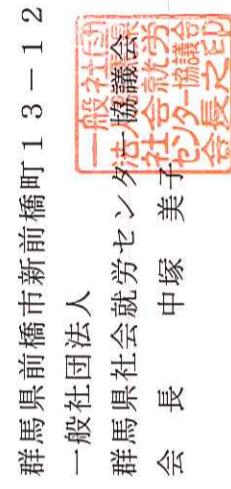
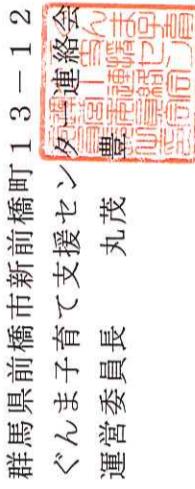
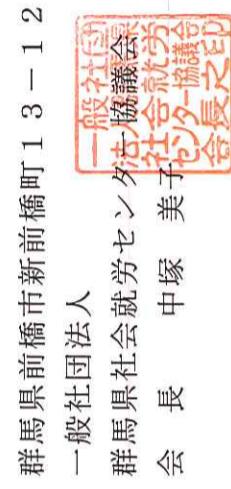
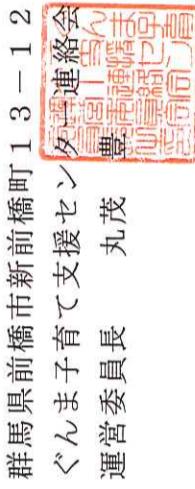
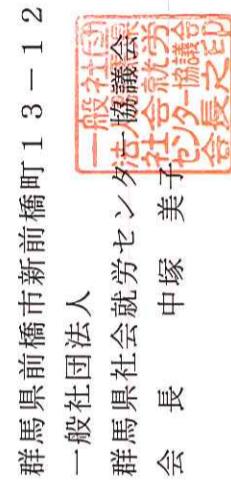
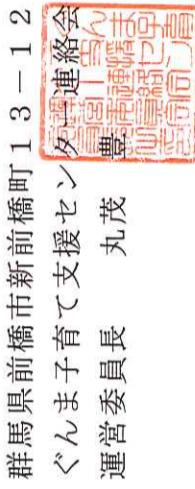
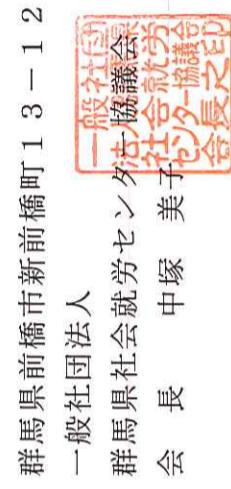
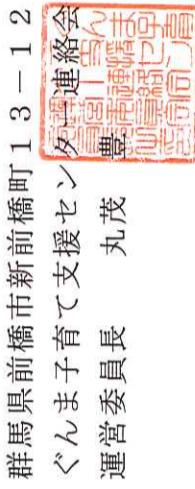
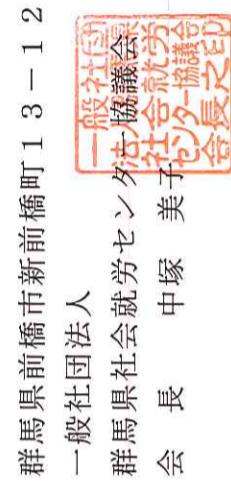
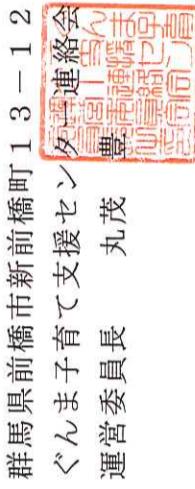
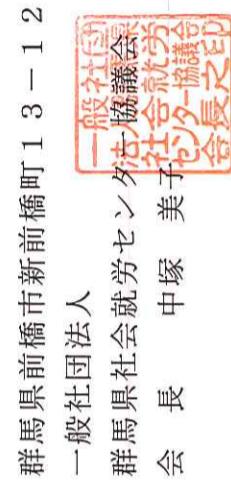
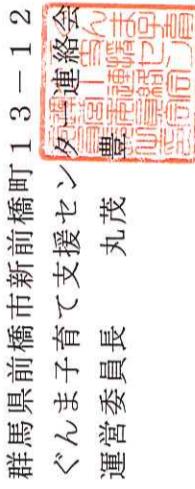
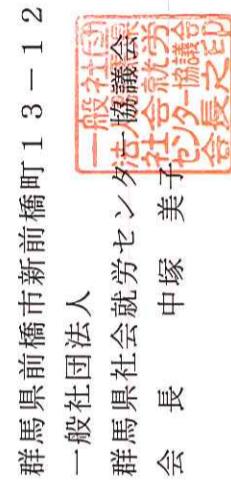
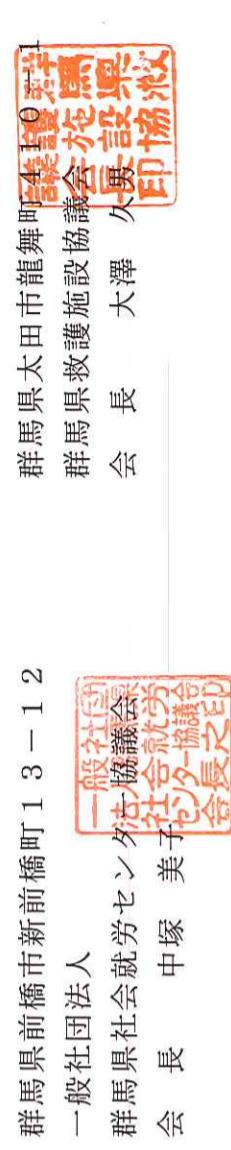
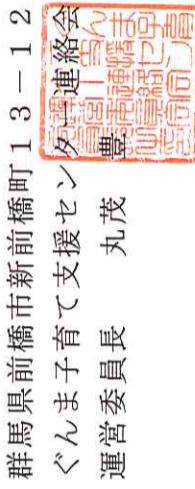
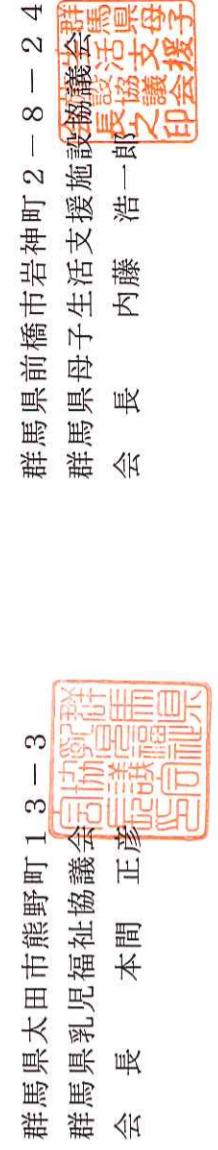
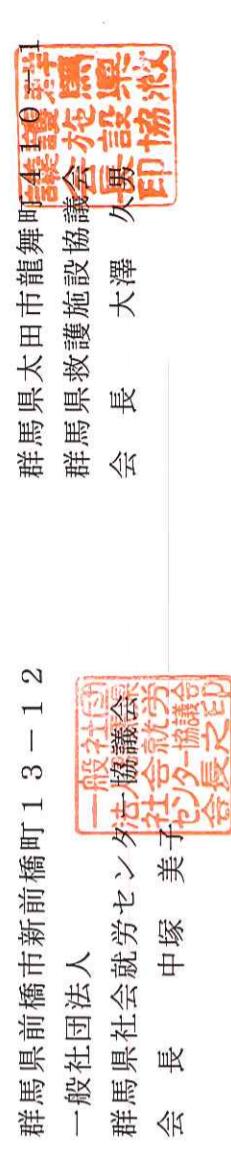
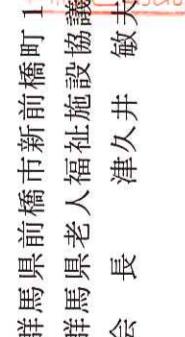
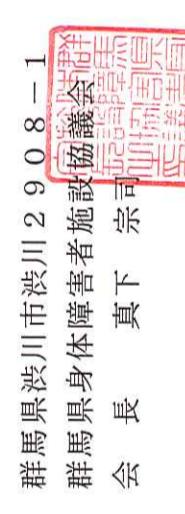
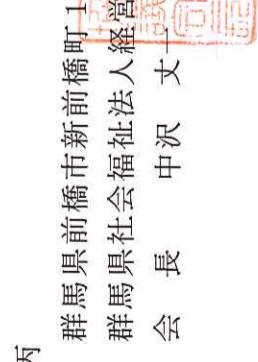
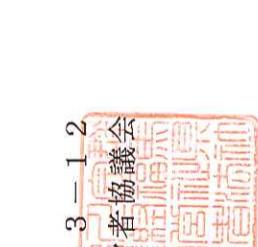
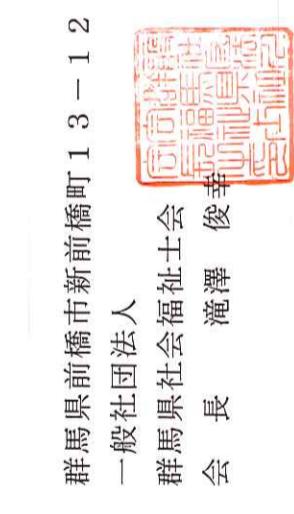
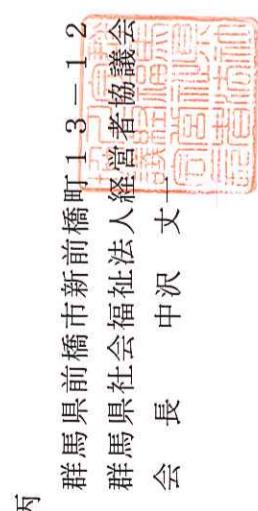
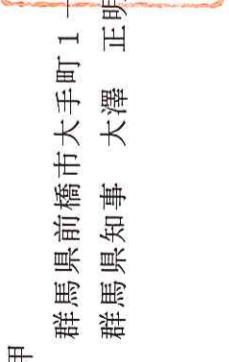
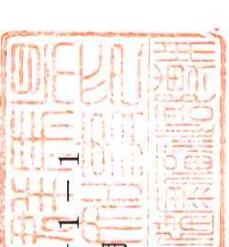
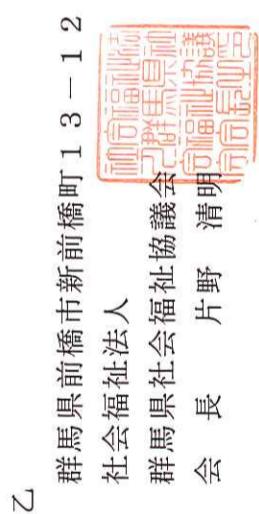
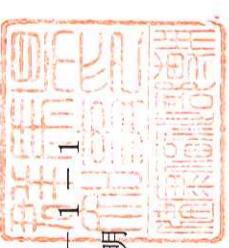
- 第8条 甲、乙及び丙は、この協定の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施にあたり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 2 福祉チームに参加する各チーム員は、それぞれの持つ職域の専門性、職業倫理及び勤務形態等を踏まえ、相互の活動を尊重しなければならない。

（有効期間）

- 第9条 この協定の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。
- （協議）
- 第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書19通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名押印のうえ、各1通を保有するとともに、丙は所属会員に対し、協定内容について周知するものとする。

平成29年3月29日



災害福祉支援体制の構築状況

静岡県

平成30年度社会・援護局関係主管課長会議資料

I 災害福祉支援体制について

体制の設置主体	本部: 静岡県、事務局: 静岡県社会福祉協議会	構成団体・員	
体制名称	静岡県災害福祉広域支援ネットワーク	区分	団体等名
設置要綱等	静岡県災害福祉広域支援ネットワーク設置要綱 静岡県災害福祉広域支援ネットワーク運営要領 災害時における福祉人材の派遣協力等に関する協定書		静岡県社会福祉協議会
組織役員	事務局長: 静岡県社会福祉協議会会长 委員: 構成団体の代表者等		静岡県救護更生施設連絡協議会
事務局	静岡県社会福祉協議会		静岡県社会福祉法人経営者協議会
平時における活動	○ネットワーク会議の運営 ○効果的な災害福祉広域支援活動に向けた推進体制、仕組みづくり等 ○県・市町、及び関係機関・団体等との協力連携体制の構築 ○静岡DCATの派遣に協力できる人員の事前登録及び管理 ○静岡DCAT登録者に対する訓練研修 ○静岡DCAT派遣に係る活動環境整備 ○静岡DCAT受入に係る市町及び避難所等受入施設との共同訓練や共同研修 ○災害発生時の静岡DCATのチーム編成 ○支援活動に関する周知、啓発	福祉関係	静岡県乳児院協議会 静岡県母子生活支援施設協議会 静岡県児童養護施設協議会 静岡県保育連合会 静岡県知的障害者福祉協会 静岡県老人福祉施設協議会 一般社団法人静岡県社会就労センター協議会 静岡県福祉医療施設協議会 静岡県身体障害児者施設協議会
災害発生時ににおける活動	○被害情報の収集 ○県・関係機関との連絡調整 ○ネットワーク構成団体及び関係各所との連絡調整 ○市町村の派遣要請に基づく静岡DCATの派遣調整・手続き等 ○派遣に係る費用負担の調整 ○その他、派遣に関して必要な事項		一般社団法人静岡県社会福祉士会 一般社団法人静岡県介護福祉士会 特定非営利活動法人静岡県介護支援専門員協会
		行政	静岡県

II 災害福祉派遺チームについて

チーム構成 及び資格要件

リーダー:社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員 チーム員:保育士、精神保健福祉士、生活相談員、介護職員等
(医療福祉等の業務経験が概ね3年以上の者)

1チームあたりの 人数

リーダー1人を含む原則5人程度

登録チーム員 ・施設数

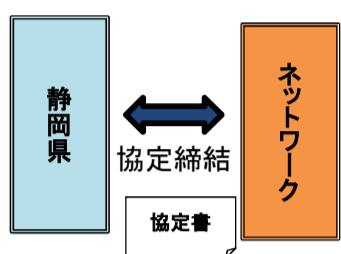
190名・140施設(H30年10月1日現在)

チーム員としての登録に必要な手続き等

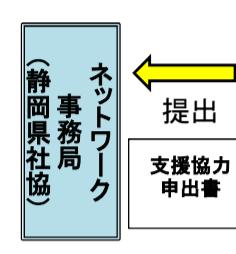
①ネットワーク構成団体の会員であって、ネットワークが行う支援活動に協力する意思のある法人等は、静岡DCAT登録者として派遣される人員を選任し、支援協力申出書を静岡県社会福祉協議会会长あてに提出。

②事務局が主催する養成研修を修了後、登録。

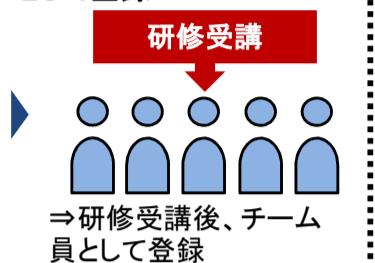
1 県と協力法人等の間で 協定の締結



2 支援協力申出書の提出



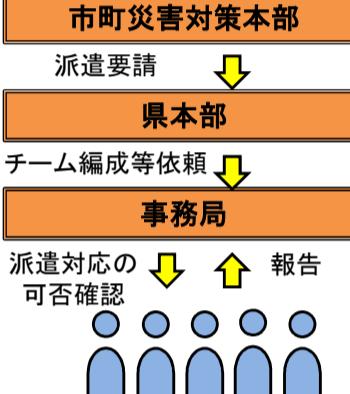
3 チーム員予定者は、登 録研修の受講後、チーム員 として登録



災害時のチーム編成・派遣までに至る手順

- ① ネットワークは、避難所等を設置する被災地の市町村長から知事を通じて、静岡DCATの派遣要請を受ける。
- ② または、国又は他都道府県から避難所等への福祉人材の派遣要請。
- ③ ネットワークは、市町村長からの要請により、静岡DCAT登録者の中から派遣する職員について協力法人等と調整を行い、静岡DCATを編成するとともに、県社協会長は、派遣決定を協力法人等の代表者あてに行う。

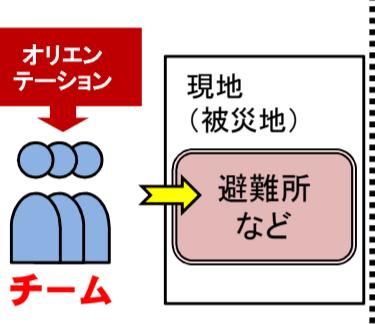
1 各チーム員に対し、派遣 対応の可否について確認



2 チーム員からの報告をも とに、チーム編成



3 オリエンテーションを行 い、被災地へ派遣



チームの 派遣先での 活動内容

- 被災地域における福祉ニーズの把握活動。
- 要配慮者からの相談対応及び介護を要する者等への応急的な支援。
- 避難所等における福祉的な課題の解消に向けた調整等。

9 ネットワーク会議の円滑な運営を図るため、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求める
しくは助言を聞き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(目的)
第1条 静岡県内外で災害救助法が適用される程度の災害が発生し、かつ被災地において災害対策基本法
(昭和36年11月15日法律第223号) 第8条第2項第15号に規定する要配慮者(以下「要配慮者」とい
う。)を支援する福祉人材の確保が困難となり広域的な福祉人材の派遣や受入れが必要とされる場合、静
岡県内の福祉関係団体等が連携して災害福祉広域支援活動(以下「支援活動」という。)を行うことを目
的に「静岡県災害福祉広域支援ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)」を設置する。

(定義)

第2条 支援活動とは、被災市町村からの要請に基づき、静岡県内の福祉関係団体等が連携・協働して災害
発生時に被災地の要配慮者を支援するため、被災地内外から福祉人材が不足している被災地に福祉人材を
派遣することにより、避難所や福祉避難所等における要配慮者の福祉的ニーズ等に対応することなどをい
う。

(支援活動)

第3条 ネットワークは、次に掲げる支援活動を実施する。

- (1) 災害発生時(発災後、おおむね1か月以内の応急期)の災害派遣福祉チーム(以下「静岡DCAT」)
といふ。)の派遣及び派遣に関する所要の調整に関すること。
- (2) 支援活動の仕組みづくりに関すること。
- (3) 静岡DCATの派遣に協力できる人員の事前登録及び管理、並びに訓練研修に関すること。
- (4) 静岡県内の福祉関係団体等との連絡・情報共有に関すること。
- (5) 支援活動に関する県内への周知・啓発に関すること。
- (6) その他、支援活動に必要な事項に関すること。

(構成団体)

第4条 ネットワークは静岡県内の福祉関係団体等で構成し、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長をネ
ットワークの代表に充てる。
2 ネットワークの事務局(以下「ネットワーク事務局」という。)は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議
会(以下「県社協」という。)に置く。
3 ネットワークへの加入を希望する静岡県内福祉関係団体等は、「静岡県災害福祉広域支援ネットワーク
加入同意書」(様式1)をネットワーク事務局に提出するものとする。

(会議)

第5条 第3条に定める支援活動を円滑かつ効果的に推進するため、静岡県災害福祉広域支援ネットワーク
会議(以下「ネットワーク会議」という。)を設置する。
2 ネットワーク会議の委員(以下「委員」という。)は、ネットワーク加入団体、静岡県関係部局に属す
る者をもって構成する。
3 委員は、第2項に掲げる構成団体等からの推薦に基づき、県社協会長が委嘱する。
4 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし補欠により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。
5 ネットワーク会議に、委員長及び副委員長各1人を置く。委員長及び副委員長は委員の互選をもつて選
出する。
6 委員長は会議を代表し、会務を総括する。
7 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
8 ネットワーク会議は県社協会議が招集し、委員長が議長となる。

- (1) 静岡県社会福祉法人経営者協議会
 (2) 静岡県救護更生施設連絡協議会
 (3) 静岡県乳児院協議会
 (4) 静岡県母子生活支援施設協議会
 (5) 静岡県児童養護施設協議会
 (6) 静岡県保育所連合会
 (7) 静岡県知的障害者福祉協会
 (8) 静岡県老人福祉施設協議会
 (9) 一般社団法人静岡県社会就労センター協議会
 (10) 静岡県福祉医療施設協議会
 (11) 静岡県身体障害児者施設協議会
 (12) 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（事務局）
 (13) 一般社団法人静岡県社会福祉士会
 (14) 一般社団法人静岡県介護福祉士会
 (15) 特定非営利活動法人静岡県介護支援専門員協会

(1) 静岡県災害福祉地域支援ネットワーク加入同意書
 (2) 静岡県災害福祉地域支援ネットワーク加入同意書
 (3) 平成28年 月 日
 (4) 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 会長 様
 (5) 会員登録用紙
 (6) 住所
 (7) 団体名
 (8) 代表者
 (9) 会員登録用紙
 (10) 会員登録用紙
 (11) 会員登録用紙
 (12) 会員登録用紙
 (13) 会員登録用紙
 (14) 会員登録用紙
 (15) 会員登録用紙

【団体の概要】	
1 名称	印
2 代表者名	
3 所在地	〒
4 電話・FAX メールアドレス	TEL FAX E メールアドレス

送付先 〒420-8670 静岡市葵区駿府町1番70号
 静岡県社会福祉協議会 福祉企画部経営支援課

4 静岡DCAT登録者となる福祉専門職は、次のとおりとする。

第1条 この要領は、静岡県災害福祉広域支援ネットワーク設置要綱第6条に基づき、静岡県災害福祉広域支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の運営等に関する必要な事項を定める。
(所掌事務)

第2条 ネットワークの平常時における所掌事務は、次に掲げる事項とする。

(1) ネットワークの会議（以下「ネットワーク会議」という。）の運営に関すること。

(2) 効果的な災害福祉広域支援活動（以下「支援活動」という。）に向けた推進体制、仕組みづくり等に関すること。

(3) 市町、及び関係機関・団体等との協力連携体制の構築に関すること。

(4) 災害派遣福祉チーム（以下「静岡DCAT」という。）の派遣に協力できる人員の事前登録及び管理に関する事項。

(5) 前号の事前登録者（以下「静岡DCAT登録者」という。）に対する訓練研修に関すること。

(6) 静岡DCAT派遣に係る活動環境整備に関すること。

(7) 静岡DCAT受入に係る市町及び避難所等受入施設との共同訓練や共同研修に関すること。

(8) 灾害発生時の静岡DCATのチーム編成に関すること。

(9) 支援活動に関する周知、啓発に関すること。

2 ネットワークの災害発生時における所掌事務は、次に掲げる事項とする。

(1) 被害情報の収集に関すること。

(2) 市町・関係機関との連絡調整に関すること。

(3) ネットワーク構成団体（以下「構成団体」という。）及び関係各所との連絡調整に関すること。

(4) 市町村の派遣要請に基づく静岡DCATの派遣調整・手続き等に関すること。

(5) 派遣に係る費用負担の調整に関すること。

(6) その他、派遣に関して必要な事項に関すること。

(構成団体の役割)

第3条 構成団体は、支援活動を円滑に行うために、次の事項を実施する。

(1) 支援活動の普及・啓発に関すること。

(2) 静岡DCAT登録者の確保に関すること。

(3) 静岡DCAT登録者に対する訓練研修への参加協力に関すること。

(4) 灾害発生時の情報収集、情報伝達等に関すること。

(5) 灾害発生時の静岡DCAT登録者に対する出張派遣等の調整に関すること。

(6) 灾害発生時の静岡DCATが行う支援活動の技術的支援に関すること。

(7) その他、支援活動に必要な事項に関すること。

(静岡DCAT登録者の申出)

第4条 構成団体の会員であって、ネットワークが行う支援活動に協力する意思のある法人等（以下「協力法人等」という。）は、静岡DCAT登録者として派遣される人員を選任し、支援協力申出書（様式第1号）を静岡県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）会長あてに提出する。

2 静岡DCAT登録者として派遣される人員は、医療福祉等の業務経験が概ね3年以上の者とする。

3 支援協定書に基づき、県社協では、静岡DCAT登録者の管理を行う。

5 協力法人等は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに県社協に報告する。（災害発生時の情報体制）

登録区分	名 称
リーダー資格	社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員
資格・職種	上記の資格者、実務者研修修了者、精神保健福祉士、生活相談員、保育士、保健師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、業務調整員（事務員）等
その他	県社協会長が認めた者

5 協力法人等は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに県社協に報告する。（災害発生時の情報体制）

第5条 県内外で災害救助法が適用される程度の災害が発生した際、静岡県健康福祉部（以下「県健康福祉部」という。）との間で、速やかに必要な情報共有を図る。

2 ネットワークは、必要に応じて支援活動に関する情報を構成団体に伝達する。また、構成団体に対し、情報の収集、及び提供等を依頼することができる。

3 構成団体は、必要に応じて支援活動に関する情報をそれぞれの会員へ伝達する。

4 ネットワークは、構成団体から得た情報を、必要に応じて県健康福祉部へ情報提供する。（派遣基準）

第6条 静岡DCATの派遣基準は以下のとおりとする。

(1) 避難所又は福祉避難所並びに、その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）を設置する被災地の市町村長から知事を通じて静岡DCATの派遣要請があつた場合

(2) 国又は他都道府県から避難所等へ福祉人材の派遣要請があつた場合（派遣要請等）

第7条 ネットワークは、市町村長からの要請により、静岡DCAT登録者の中から派遣する職員について協力法人等と調整を行い、静岡DCATを編成するとともに、県社協会長は、派遣決定（様式第2号）を協力法人等の代表者あてに行う。なお、ネットワークは、通信が困難又は急を要する場合等においては様式に限らない口頭による派遣依頼等を行うことができるが、この場合については、改めて様式に基づく派遣決定を発出するものとする。

2 知事は、静岡DCATの派遣要請の連絡を行った際には、関係機関と調整の上、派遣先で想定される業務及び現場の状況等の必要な情報についてネットワーク事務局に伝達するものとする。（活動内容・期間）

第8条 静岡DCATは原則として、市町村が設置する避難所等において以下の活動を行うものとする。

(1) 被災地域における福社ニーズの把握活動

(2) 要配慮者からの相談対応及び介護を要する者等への応急的な支援

(3) 避難所等における福社的な課題の解消に向けた調整等

2 静岡DCATを被災地に派遣する際には、ネットワーク事務局が各静岡DCATにリーダー1人を含む原則5人程度のチームを編成して派遣を決定する。なお、派遣決定後の連絡調整はリーダーを中心に行う。

3 静岡DCATの活動期間は、移動日も含め、原則として1チームについて7日間程度とする。（指揮命令）

第9条 派遣決定された静岡DCATは、現地災害対策本部の避難所等の運営責任者の指揮下に入り、支援活動を実施するものとする。

静岡県災害福祉広域支援ネットワーク
支援協力申出書

年 月 日
(活動報告)

静岡県社会福祉協議会会長 様

第 10 条 静岡D C A T が支援活動先等へ移動する場合の手段は、原則として協力法人等が確保する。
(活動報告)

第 11 条 派遣された静岡D C A T は、活動終了後に活動状況、及び移動方法等について記載した活動報告書（様式第3号）を県社協会長あてに提出する。

（訓練研修）

第 12 条 ネットワークは、静岡D C A T 登録者の災害支援に関する知識・技術の向上等を図るため、研修及び訓練等を実施するとともに、関係機関と調整し静岡D C A T 受入に係る市町及び避難所等受入施設との共同訓練や共同研修を企画し、実施する。

（支援活動環境整備）

第 13 条 ネットワークは、静岡D C A T が支援活動を行うに当たって必要な資機材等の整備を行なうなど、支援活動の環境整備に努める。

（補則）

第 14 条 この要領の実施に關し必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年11月25日から施行する。

静岡県災害福祉広域支援ネットワーク運営要領第4条第3項の規定に基づき、災害派遣福祉チーム（静岡D C A T ）の支援協力について、下記職員数を静岡D C A T 登録者数として申し出ます。

資格職名 又は職種	人数	※登録予定者氏名 (未記入でも可)
（例） 介護福祉士	5	救出太郎 支援花子 福祉次郎
生活相談員	1	

静岡県災害福祉地域支援ネットワーク
静岡DCAT派遣決定書

年 月 日

●●●法人 理事長 様

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会长

〇〇（国・他都道府県・市町）から静岡県知事を通じた派遣要請に基づき、下記のとおり静岡DCATチーム員の派遣を決定します。

氏名	資格等	活動先	活動期間	連絡事項
				1.
				2.
				3.
				4.
				5.

(所感)

(伝達事項)

注) 第8条第2項に規定するリーダーの指名については、連絡事項に記載

(その他連絡事項) ※課題等

静岡県災害福祉地域支援ネットワーク
静岡DCAT活動報告書

年 月 日

リーダー氏名 ●●●●

静岡県社会福祉協議会会长 様

下記のとおり支援活動に従事しましたので、その内容を報告します。

派遣先	派遣期間	現地活動日時	活動内容	チーム員氏名
				1.
				2.
				3.
				4.
				5.

静岡県災害福祉地域支援ネットワーク
静岡DCAT活動経費報告書

年 月 日

静岡県社会福祉協議会会長 様

活動者氏名 ●●●●

下記のとおり支援活動経費について、その内容を報告します。

派遣先	派遣期間	現地活動日時	移動方法	宿泊先
支出区分		金額(円)	備考	
旅費	鉄道航空運賃 高速道路利用料 宿泊費	※活動期間中の車による走行距離 km		
需用費	消耗品費 燃料費 修繕費			
役務費	通信運搬費 雜役務費			
使用料及び賃借料				

※活動経費について

1. 領収書又は支払い証明書を添付すること。
2. 災害救助法による救助費の支弁対象となる場合、救助法の定めるところにより国庫負担割合に応じて国・県が派遣経費を負担する。
3. 前号に掲げる以外の場合、静岡 DCAT 派遣を要請した市町も含めて協議の上定める。

災害時における福祉人材の派遣協力等に関する協定書

(実施細目)

第8条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(目的)
災害時に必要とされる福祉人材を確保するため、静岡県（以下「甲」という。）と静岡県災害福祉広域支援ネットワーク（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)
第1条 この協定は、災害救助法（昭和2年法律第118号。以下「救助法」という。）が適用される程度の災害が発生し、かつ、広域的支援が必要とされる場合に、乙による被災地において不足する福祉人材の派遣を実施する際に必要な事項を定める。

(派遣協力の内容)

第2条 乙による派遣協力の内容は次のとおりとする。
(1) 災害発生時に被災自治体における避難所や福祉避難所等へ静岡県災害福祉広域支援ネットワーク運営要領に定める福祉人材を派遣し、要配慮者等への福祉ニーズへの対応を行う。
(2) その他、被災自治体から福祉の支援の要請があつた場合には、別に協議の上対応する。

(派遣協力等の要請)

第3条 甲は、災害が発生し、前条に掲げる支援の必要があると判断した場合、乙に対して協力を要請し、乙は可能な限りこの要請に応じる。
2 前項の規定による要請は、文書をもって行う。ただし、文書をもって要請する時間がない場合には口頭等で要請し、その後速やかに文書を送付する。

(報告)

第4条 乙は、第2条に掲げる業務を行うために福祉人材を派遣した場合には、その業務内容を甲に報告する。
2 乙は派遣した福祉人材に事故又は物的損害が発生したときは、甲に報告する。

(派遣者の身分及び指揮命令)

第5条 乙が派遣する福祉人材の身分は、派遣元の法人等に帰属するものとする。
2 乙が派遣する福祉人材に対する現場における指揮命令及び業務に係る連絡調整は、被災自治体及び社会福祉施設等の派遣先の責任者が行う。

(派遣に要する費用)

第6条 乙が第2条に掲げる業務を行うために要した費用（以下、「費用」という。）の負担は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
(1) 救助法による救助費の支弁対象となる場合 救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。
(2) 前号に掲げる場合以外の場合 甲と被災自治体が協議の上決定する。

(損害補償)

第7条 乙が福祉人材として派遣した者について、その責に帰することができない事由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合には、労働者災害補償保険法の適用がある場合を除き、甲が加入する保険により補償を受けるものとする。

西日本豪雨災害における 災害派遣福祉チームの活動について

岡山県提供資料

(岡山県社会福祉法人経営者協議会事務局)

1

災害派遣福祉チームとは(避難所で配布しているチラシより)

[チーム紹介]

私たちは、福祉の資格をもった関係者が集まつた支援チームです。

普段は、特別養護老人ホームや障害者支援施設、保育園等の社会福祉施設や病院で働いており、施設利用者の介助や困りごとの相談に応じています。

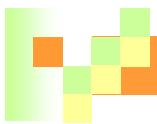
社会福祉士や介護福祉士、介護支援専門員(ケアマネジャー)などの資格を持っていて、体調のすぐれない方やご年配の方、こんなことをお手伝いしてほしいといった困りごとがあればご相談ください。

保健師のチームやDMAT(医療)チーム、JRAT(リハビリ)チームなどと連携しながら、支援していくので、困ってそうな方や体調のすぐれない方を見かけたら、お知らせください。お話を聞きするためにお伺いもさせていただきます。



Point

2



災害派遣福祉チームとは



〔活動内容〕

- ・高齢の方や障がいのある方、配慮を必要とする方への生活支援、環境整備
- ・医療救護班(DMAT)、保健活動班(保健師)、JRAT(リハビリ)などの専門職チームと連携した診察(診療)の同行やアセスメント調査の実施、見守り・声かけ
- ・社会福祉施設への受入調整や相談などの調整(コーディネート)
- ・なんでも相談コーナーの開設による被災者ニーズの把握と相談対応
- ・つどいの場(ふれあいサロン活動)の提供による居場所や仲間づくり、交流の場など

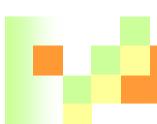
〔設置場所〕

倉敷市真備町内の避難人数の多い岡田小学校・菌小学校・二万小学校の3ヶ所

〔主な活動内容〕

- 岡田小学校(7/10~)
アセスメント(ラウンド)・要配慮者支援・環境整備
なんでも相談・つどいの場(ふれあいサロン)
- 菌 小学校(7/16~)
アセスメント(ラウンド)・要配慮者支援・環境整備
なんでも相談・つどいの場(ふれあいサロン)
- 二万小学校(7/18~)=なんでも相談・環境整備

3



災害派遣福祉チームとは



〔名称〕

災害派遣福祉チーム DWAT=Disaster Welfare Assistance Team
DCAT=Disaster Care Assistance Team

〔岡山県における取組状況〕

平成29年度

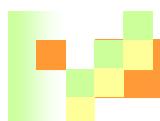
- 5月、県社協を事務局に、経営協・老施協会員に呼びかけ、災害派遣福祉チーム員を推薦募集。
- 12月、推薦者(117名)を対象に、災害派遣福祉チーム員養成研修を開催。
- 1月、岡山県主催の災害関係の研修会において、災害派遣福祉チームの組成状況を報告。
- 3月、岡山県と災害派遣福祉チームの派遣要請に関する考え方を協議。
全国経営協のモデル事業の受託により、「岡山DWAT」のビブスを作成。

平成30年度

- 5月、厚労省社援局長「災害時の福祉支援体制の整備」が発出。
- 6月、県内6種別協・6職能団体による災害派遣福祉チーム推進会議を開催。

Point

4



西日本豪雨災害における岡山県の被災状況

- ・岡山県では河川の氾濫や堤防の決壊による浸水被害や土砂災害が相次いで発生。全壊・浸水家屋数は少なくとも14,000棟にのぼり、県内の風水害による被害としては戦後最悪。
- ・倉敷市真備町では7日朝までに小田川と支流の高馬川などの堤防が決壊し、広範囲が冠水。真備町だけで51人の死亡が確認、ほとんどが水死とみられる。
- ・土木学会の調査によると、浸水の深さは南北1km・東西3.5kmの範囲で5メートルを超え、最大で5.4メートルに達したとみられる。浸水範囲は真備町の4分の1にあたる1,200ヘクタールに及んだ。
- ・真備町における堤防の決壊箇所は小田川で2箇所、支流の川で6箇所が確認され、小田川では他にも6箇所で法面の崩落が確認されている。



5



西日本豪雨災害における支援経緯(時系列)

[7月6日(金)]

- 7月6日(金)22時00分 - 真備町全域に避難勧告
- 7月6日(金)22時40分 - 倉敷市に大雨特別警報
- 7月6日(金)23時45分 - 小田川南側に避難指示(緊急)
- 7月7日(土) 0時47分 - 国土交通省が小田川右岸で堤防から水があふれているという緊急速報メールを配信
- 7月7日(土) 1時30分 - 小田川北側に避難指示(緊急)
- 7月7日(土) 1時34分 - 国土交通省が高馬川で堤防の決壊を確認
- 7月7日(土) 6時52分 - 国土交通省が小田川で堤防の決壊を確認

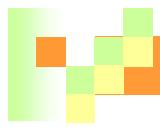
[7月7日(土)]

倉敷市真備町は浸水により近づけず。消防・自衛隊による人命救助が展開。
県内のJR等公共交通機関も不通。

[7月8日(日)]

総社市のさくばらホームが床上浸水により施設機能不能、利用者100名を老施協・経営協会員法人にて1次避難を調整、9日(月)までで移送終了。

6



西日本豪雨災害における支援経緯(緊急期)

[7月9日(月)]／DWAT第1回緊急会議

- ・経営協財前会長、福原副会長(兼:老施協副会長)、山口副会長、障施協五代儀会長、クムレ小橋氏、県社協事務局にて緊急会議を開催。
⇒最も大きい避難所である岡田小学校に、被災者の情報収集を目的に、DWAT先遣隊(5名)の派遣を決定。
- ⇒8月13日(第9クール)までのDWAT派遣調整を開始(種別協・職能団体)。
- ⇒現地コーディネーター(現地Co)として、(社福)クムレ小橋氏の派遣を決定。

Point



7



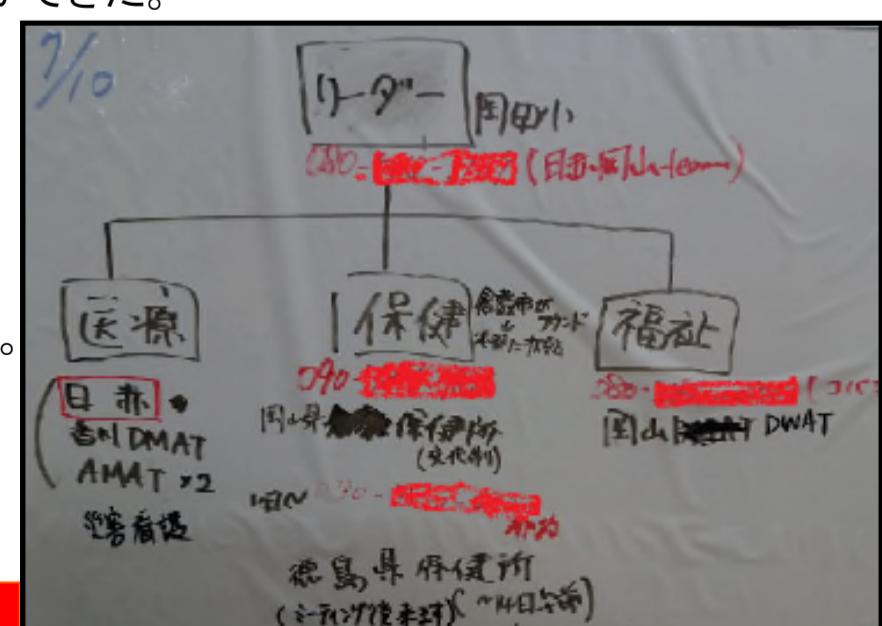
西日本豪雨災害における支援経緯(緊急期)

[7月10日(火)]／先遣隊5名

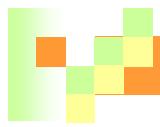
- ・DWAT先遣隊派遣について、岡山県から倉敷市を通じて伝達したが、岡田小学校には伝わらず。
- ・先遣隊の活動支援として、京都DWATの華頂短大武田教授、富士通総研名取氏が現地入り(7/10)。
- ・現地Coが岡田小学校校長並びに岡田小学校避難所責任者の倉敷市派遣職員へ接触、校長の前向きな受入意向と、たまたま顔なじみの倉敷市職員がいたため、比較的スムーズに医療・保健分野が常駐している職員室に入ることができた。

- ・早速、医療チーム(DMAT)の診察に同行。診察後の要配慮者に対する継続的なフォローを要請される。
- ・保健師チームとラウンドを実施。
- ・避難所内における要配慮者のリスト化に取り組む。
- ・当初は先遣隊の目的は情報収集だったが、福祉分野の活動が求められていることが分かったため、医療チーム(DMAT)・保健師チームと連携した具体的な活動を展開する。

Point



8

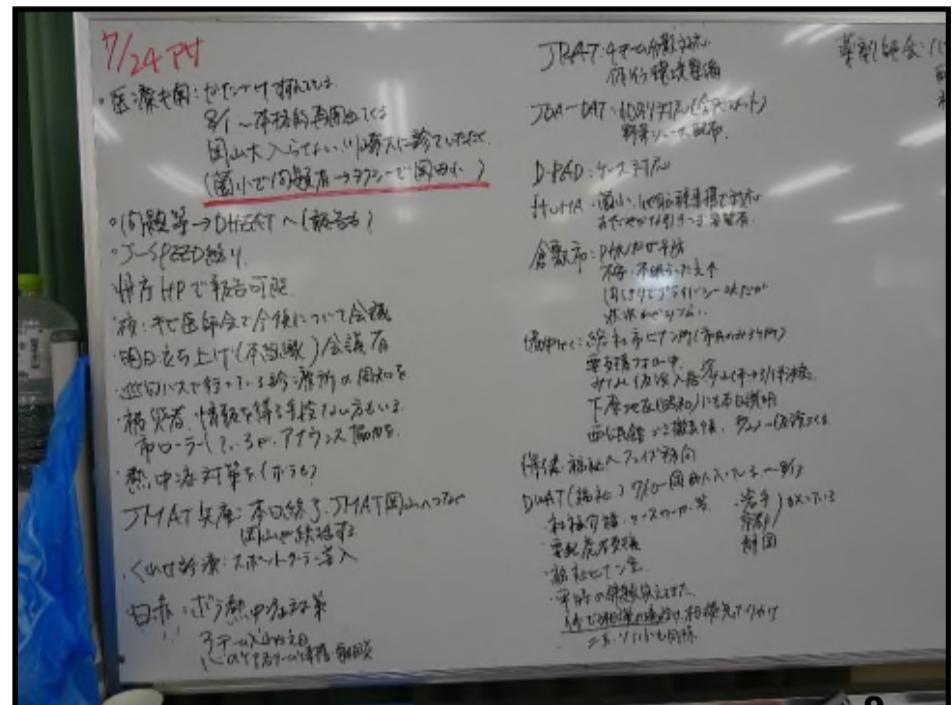


西日本豪雨災害における支援経緯(緊急期)

[7月11日(水)]／先遣隊5名

・倉敷市保健所で開催されていた医療・保健関係者が集う「倉敷地域災害保健復興連絡会議(KuraDRO)」にて、医療チーム(DMAT)が岡山DWATの取組を報告、福祉分野の関わりの重要性を認識いただき、倉敷市保健所より本会議への参画要請がある。これにより、避難所における医療・保健・福祉の連携した支援体制が構築される。 Point

・先遣隊・第1クールの活動支援として、岩手県社協(岩手DWAT)加藤氏(7/20)・千葉氏(7/17)が現地入り。



9



西日本豪雨災害における支援経緯(緊急期)

[7月12日(木)]／先遣隊5名⇒第1クール6名+Co

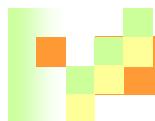
・岡田小学校において、岡山DWAT(第1クール)が現地入り。

・倉敷市保健所で開催されていた医療・保健関係者が集う「倉敷地域災害保健復興連絡会議(KuraDRO)」で、県社協よりDWATの活動を全体会において報告、岡山DWATは1チームのみ岡田小学校へ、他県DWATの派遣については倉敷市・岡山県を通じて派遣要請が必要の旨を説明。

場所	医療班	診療	職能	到着	終了	備考
岡田 小学校	15:00 - 19:00	川本	phu 巡回・被服 (2名)			東北 沢田(2名) 05-17足→5本木 15:00~19:00
岡田小学校(被服)	15:00 - 19:00	川本	巡回・被服 (2名)			
菌小学校		3名	巡回・被服 (2名)			
吉備公民館 菌分館		3名	キャンナス (2名)			
二万 小学校	13~17	3名	巡回・被服 (2名)			菌連→二万連 夜の避難行動へ 対応



10



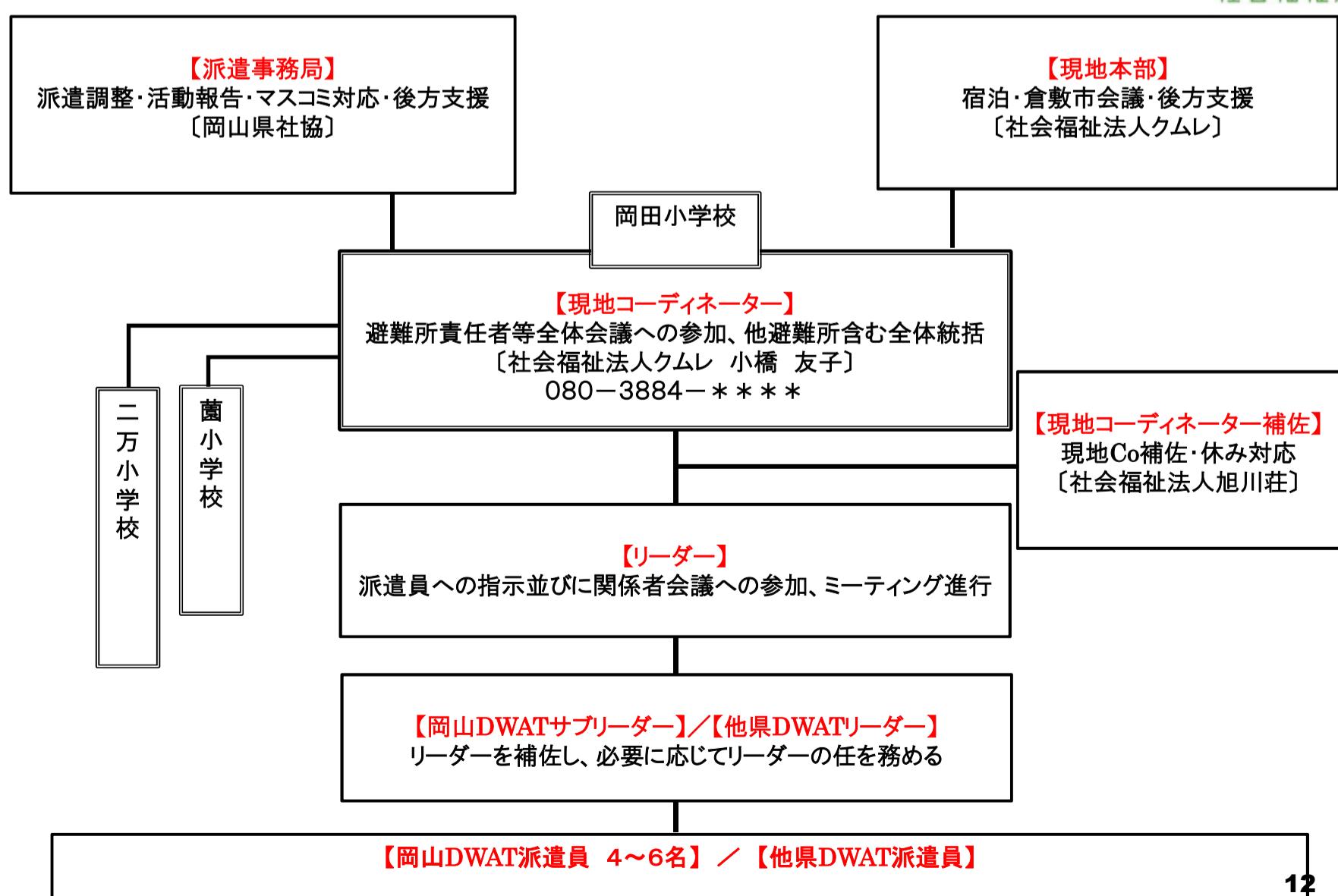
岡山DWATの1日の流れ

- | | |
|--|------------|
| 6:45 クムレ「栗の家」出発 | 7:20 小学校到着 |
| 8:00 全体ミーティング(関係者全員) | |
| 8:30 福祉ミーティング(保健師・JRAT・看護師等) | |
| ・本日行うべきことに対する役割分担等、複数チームに分かれ、
ラウンド&環境面等へのアプローチ対策(医療・保健分野との連携) | |
| 9:00 なんでも相談(体育館)での相談開始(ローテーション～16:00) | |
| ・ラウンド(アセスメント)開始 | |
| 10:30 DWATミーティング(コーディネーター・リーダー・サブ) | |
| 11:30 軽体操教室受付補助(体操教室終了後、集いの場として活用) | |
| 12:30 休憩(1時間程度:ローテーション) | |
| 13:30 福祉医療ミーティング(保健師・JRAT・巡回看護師等) | |
| ・午前の振り返り・調査、医療ミーティングや全体ミーティングに向けた整理 | |
| 15:30 全体ミーティング(倉敷市・保健師・JRAT・ピースボート等) | |
| 16:10 DWATミーティング(DWAT全員) | |
| ・相談コーナー件数の報告・明日行うべき事項に関する相談 | |
| 16:30 記録 | |
| 17:00 終了 | |

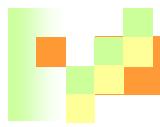
11



岡山DWATの現地体制図



12



岡山DWATの主な活動

[アセスメント・ラウンド]※医療チーム・保健師

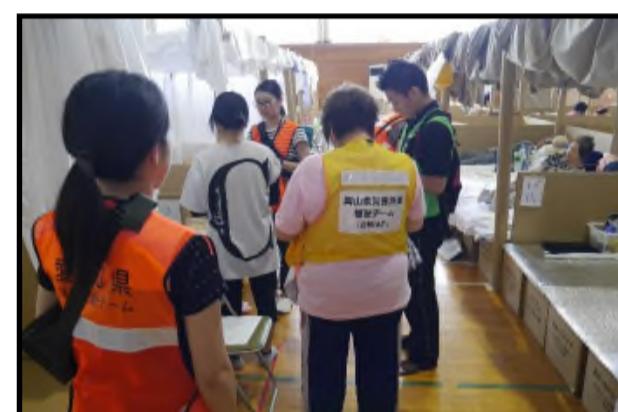
- ・医療救護班(DMAT)や保健師チーム、JRAT(リハビリ)などの専門職チームと連携し、避難所内の要配慮者を中心に、心身の状態の確認や生活環境の確認、声かけを行う活動。

[要配慮者支援]※保健師・JRAT

- ・アセスメントを通して見えてきた問題や福祉的な支援が必要な方々に対して、例えば、福祉施設利用に向けて福祉関係機関やケアマネへの連絡調整や、虐待案件の通報など必要な支援を行う活動。仮設住宅への転居や避難所の閉鎖の段階では、積極的に地元の関係機関に引き継いでいく活動。

[環境整備]※ピースボート・JRAT・避難所運営班

- ・避難所内の公衆衛生の向上をはかるためのトイレやごみ箱等の定期的な清掃活動や下駄箱やスロープ設置提案等の段差解消など福祉的な視点に立った環境整備にむけた活動。



13



岡山DWATの主な活動

[なんでも相談コーナー]

- ・被災者の置かれた状況は段階に応じて変わっていくため、いつでもなんでも相談できるブースを設け、傾聴の姿勢で被災者の相談支援にかかわる活動。

[つどいの場(ふれあいサロン活動)]※JRAT・AMDA

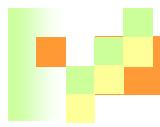
- ・介護予防や仲間作り・交流の場として、軽体操や茶話会を行う活動。



[DWATメンバーの5日間の活動から見えてきたこと]

- ・1日目は前クールからの引継ぎを受けて不安感いっぱいな状況。2日目～4日目と活動していく中で、普段の業務とは異なる環境・状況のなかで責任感・分野を超えたコミュニティソーシャルワーカー的な活動を展開、5日目には保健師等関係者や被災者からも声をかけていただける信頼関係を構築されている。

14



西日本豪雨災害における支援経緯(応急期①)

[7月15日(日)]／第1クール6名+Co…ニーズに基づいたDWAT活動の拡大

- ・岡田小学校のほかにも、菌小学校並びに二万小学校の避難所状況を把握、2つの小学校にも福祉的な支援の必要性があることを確認、県外からのDWAT応援チームを要請する方向で調整を開始。
- ・倉敷市より岡山県に対して県外DWATの派遣要請があり、京都・岩手DWATに対して派遣要請が行われる。県外DWATは京都6チーム、岩手2チーム、静岡3チーム、群馬2チーム、青森2チームが応援に入る。

・岡田小学校でのDWATの主な活動

Point

7月10日(火)～医療チーム・保健師と連携しアセスメント(ラウンド)、環境整備

7月13日(金)～体育館になんでも相談コーナーを開設

7月18日(水)～AMDAやJRATと連携し、軽体操(つどいの場)を実施

[7月18日(水)]

- ・岡山DWAT2名が二万小学校において活動開始(なんでも相談、環境整備)。

[7月19日(木)]

- ・岩手DWAT第1クール4名が菌小学校において活動開始。

[7月20日(金)]

- ・京都DWAT第1クール4名が岡田小学校において活動開始。

15



西日本豪雨災害における支援経緯(応急期①)

[7月20日(金)]／DWAT第2回緊急会議

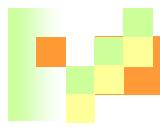
- ・県社協において、DWAT第2回緊急会議を開催、今までのDWAT活動の報告を行い、活動期間を8月13日(第9クール)から9月2日(第13クール)まで延長することを確認する。
- ・DWAT第2期募集(第9～13クール)を開始。

[7月23日(月)]／発災3週目…地元医療機関の再開に伴い、県内外の医療チーム撤退

- ・緊急期を過ぎたため、全国から派遣されていた医療チーム(DMAT・JMATT・AMAT)が撤収、地元医師会や病院協会へ活動の引継ぎが進む。
- ・DWATとしての主な連携先は、医療チームから、保健師チーム・JRAT等の見守もりやリハビリ関係の団体に移行。
- ・倉敷市の高齢者支援センターや保健師チームの活動が本格化、避難所の避難者と在宅の避難者のニーズ把握(アセスメント)が始まる。
- ・避難所内におけるDWAT活動がある程度ルーティーン化しつつある現状を踏まえ、現地Coと協議し、現在のDWAT活動については、徐々に地元倉敷市等への引継ぎ等の準備を進めていくことを確認、県外DWATは8月21日(火)までとし、以降は岡山DWATで対応していく方向で調整を進めていくことを確認する。

Point

16



岡山DWATの派遣職員〔第2期〕募集要項

【目的】 西日本を中心とした豪雨災害(平成30年7月豪雨)によって地域住民が避難されている一般避難所において、県内の福祉専門職(社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保育士等)、社会福祉施設等の介護従事者等を派遣し、福祉的支援が必要な要配慮者(高齢者、障がい者、子ども等)への支援活動を行う。

【活動期間】 平成30年8月13日(月)から9月2日(日)のうち5日間

【活動場所】 一般避難所 岡田小学校・菌小学校・二万小学校

【募集職員】

- ・災害派遣チーム(DWAT)員の活動メンバーとして推薦いただいている職員
- ・相談支援業務に携わっている職員、・災害福祉支援の経験のある職員等

【活動方法】 1クール5日間、4~6名程度で編成、初日と最終日に前後チームと引継ぎ

【活動方針・予定】

第2期DWAT活動として、緊急期や応急期初期の支援活動は終了し、現在は避難期間の長期化による、要配慮者の悪化防止に力をそいでいく段階となる。よって、アセスメント等の支援が減少し、なんでも相談による傾聴対応やつどいの場(ふれあいサロン活動)の場の提供を通した介護予防教室や軽体操の実施等によるストレス解消を主体に活動されている。あわせて、支援終了・DWATの撤収を見据え、地元支援者への引継ぎを想定したアセスメントシート、対応記録等の情報整理を進め、地元への橋渡しを行う時期になる。

【保険による補償について】

各法人・施設からの派遣(出張扱い)の場合は、通常の労災等の適用でお願いいたします。



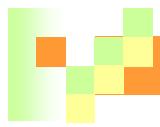
西日本豪雨災害における支援経緯(応急期②)

[8月6日(月)]／発災5週目…今後の活動引継ぎに向けて、倉敷市社協と初めての連携

・倉敷市社協松岡氏と岡山DWATが取り組んできた避難所におけるつどいの場(ふれあいサロン活動)の引継ぎに向けた意見交換を行う。8月まではDWATで活動継続し、その後倉敷市社協へ引き継ぐことを前提に、岡田・菌小学校避難所責任者に対し、つどいの場(ふれあいサロン活動)の必要性と場所の提供について要請を行うことを確認する。

・岡田小学校において、住まいのアンケートの実施を受けて、なんでも相談コーナーに不安や苦情を訴える避難者が増加、しっかり傾聴していくことで避難者自身の気持ちの整理を支援する。

・備中保健所で開催していた「県南西部災害保健医療活動調整会議」が医療関係者の撤収等に伴い終結を迎え、今後は倉敷市保健所を会場に保健師を中心とした各避難所の活動報告を行っている「倉敷市災害保健医療ネットワーク(KuraDRON)」に岡山DWAT・JRAT・AMDA等各団体が参画。



西日本豪雨災害における支援経緯(応急期②)

[8月13日(月)]／発災6週目…今後の生活再建・学校再開に向けた動きが加速

・8月上旬、小学校避難者を対象に「住まいに関する状況調査」が実施される。これは、9月からの学校再開に向けた現状把握の意味合いでもあり、みなし仮設や仮設住宅等への転居状況を把握し、校舎内の被災者を体育館に集約していくことをねらいとしている。

・8月10日、倉敷市内に設置される仮設住宅の当選発表があり、なんでも相談コーナーの相談が増加。DWATとしては、引き続き傾聴の姿勢で、相談支援に対応。

・県外DWATは、岩手(2クール)・静岡(3クール)・群馬(2クール)・京都(6クール)・青森(2クール)が派遣され、8月21日の青森チームをもって県外応援派遣は終了。

・発災から1ヶ月が過ぎ、岡山DWATとしての収束期に入ったことを踏まえ、避難所内の要配慮者については、再度状況把握を行い、見守りから福祉関係機関等へのつなぎを意識した支援に移行中。

・今後、要配慮者のなかには、みなし仮設住宅等へ転居していく予定の方もおられることから、本人(家族)の了承を得て、地元福祉関係機関への引継ぎや保健師への情報提供を積極的に行っている。

19



西日本豪雨災害における支援経緯(活動移行期)

[8月19日(日)]／発災7週目…学校再開に向けた校舎内被災者の体育館集約

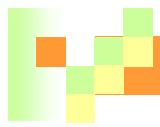
・8月上旬から調整を行ってきた住まいのアンケートを踏まえ、9月からの学校再開に向け、校舎内の被災者の体育館への集約が行われるとともに、校舎内の清掃活動が行われる。

・倉敷市社協や地元団体・NGO主催で、各小学校を会場に、夏祭り等のイベントを開催、東の間の息抜きや子どもたちの笑顔、交流の場が見られる。

・学校再開に向け、DWATや保健師チームが常駐していた現地本部のスペースもいつまで利用できるのか不透明、被災者だけではなく、支援者の居場所も含め、徐々に縮小に向けた動きが加速。

・DWATでは、みなし仮設住宅や福祉施設等の利用につながった利用者、今まで継続して支援してきた要配慮者ひとりひとりの情報提供書(仮)を作成、本人(家族)の了承を得て、地元福祉関係機関への引継ぎを確実に行うとともに、体育館内の配慮を必要とする方を極力少なくするよう積極的な関わりを展開する。

20



西日本豪雨災害における支援経緯(活動移行期)

[8月27日(月)]／発災8週目…学校再開に向けた校舎内被災者の体育館集約

・今週で小学校運動場で行っていた炊き出し終了。テントも撤収予定。

・つどいの場(ふれあいサロン活動)の継続実施に向け、倉敷市社協と協議を行いながら、サロンの開催場所(体育館・コンテナハウス・公民館分館)の検討協議を継続。はっきりとした場所は確保できないが、つどいの場の目的・ねらいを説明していくながら、継続していくことを現地Coと確認する。

・27日(月)、DWAT第3回緊急会議を開催、DWAT員を派遣していただいた県内の6種別協・3職能団体に対し、今までのDWAT活動の報告を行うとともに、現状ならびに今後の支援見通しを説明、9月からつどいの場(ふれあいサロン活動)の活動展開に向け、協力を呼びかける。

・現地Coと協議し、つどいの場の運営に向けて、最終的な調整を進める。

・県内6種別協・3職能団体に対し、つどいの場(ふれあいサロン活動)の職員派遣要請。

21



岡山DWATの今後の取組

・岡山DWATでは、小学校に避難している被災者を対象に、保健師やJRAT等と連携して、避難生活の長期化に伴う体調の悪化防止や介護予防の取組を実施してきた。

　県内DWAT派遣数 13クール(39チーム) 262名

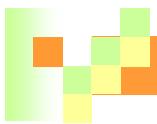
　県外DWAT派遣数 15チーム 66名 計328名

・すでに発災から1ヶ月以上が過ぎ、被災者の中には、みなし仮設住宅への転居や生活再建に向けた復旧・復興に向けた動きがみられるなか、9月からの小学校再開に伴う体育館への被災者の集約や県外保健師、JRAT、DWAT等の撤収に伴う支援関係団体の減少を踏まえ、今後は、地元倉敷市を主体とした見守り・相談支援体制に移行する段階に入っている。

・岡山県・倉敷市においては、被災者見守り・相談支援体制の構築(*)を進めているが、現段階では10月にならないと立ち上がらない状況となっている。

・岡山DWATとしては、9月2日(日)をもって常駐派遣を終結したが、今後、被災者見守り・相談支援体制が構築できるまでの期間、岡山県内の社会福祉法人・施設関係者、職能団体の協力のもと、岡山DWATで取り組んできた「つどいの場(ふれあいサロン活動)」を9月末まで展開した。

22



DWAT活動の成果と課題



〔成果・評価〕

- ①被災地において福祉分野の活動が求められていることがわかった
- ②岡山県内の関係者が避難所に常駐したこと、被災者からの信頼感が高かった
- ③DWATの一員として、被災地において実際に活動展開したことで、隊員一人ひとりのスキルやノウハウが蓄積できた
- ④岩手県や京都府等をはじめ、先進的に取り組んでいる県外DWATの応援・支援をいただきながら、発災当初から具体的な活動を展開したことで、緊急期・応急期・活動移行期等のニーズや環境変化を実体験することができた
- ⑤他都府県から派遣されてきた保健師やDMAT、JRAT、NPO関係団体等にDWAT活動が認知されたことにより、医療・保健分野からの信頼感が高まった
- ⑥他都府県においても、DWATの組成や構築の期待・要望が高まった

〔課題〕

- ①今回の取組を踏まえ、岡山県として精度の高いDWATの構築を進めていく
- ②県外DWATを受け入れる体制、受援体制の構築や体制・準備を整えていく
- ③派遣事務局としての体制を整備しておく

23



さいごに



・DWAT活動並びにつどいの場の活動支援については、岡山県社会福祉協議会をプラットフォームに、災害福祉支援(要配慮者支援)という課題に対して、県下の経営協・老施協・障施協・保護協等の種別協議会、社会福祉士会や介護福祉士会、介護支援専門員協会・精神保健福祉士協会等の職能団体、病院や医療ソーシャルワーカー協会、福祉・医療関係機関・団体からの職員派遣・応援派遣があったからこそ実現できた活動でした。

・この活動は、高齢・障害・児童といった分野や組織の壁を越え、災害福祉支援という共通課題に対して、福祉・医療関係者が横の連携で対応したモデル事例のひとつになったといえます。

ご協力いただきましたすべての関係者に心より厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

・被災地では、今現在も避難所や仮設住宅、みなしふ設住宅で生活されている方々が多数います。今後も地元倉敷市を中心とした見守り・相談支援体制において、福祉・医療関係者の参画は必要となりますので、引き続きご支援いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

24

事務連絡
平成30年10月19日

(別添1)

点検対象施設

都道府県 指定都市 民生主管部（局） 御中
各 中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課

社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について

日頃より、社会福祉施設等における被災状況の報告や各種調査にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の平成30年7月豪雨、平成30年台風21・24号、平成30年北海道胆振東部地震等の災害においては、大規模な停電や断水、食料不足等が発生し、社会福祉施設等におけるライフライン等の確保について、改めて課題が顕在化しました。

社会福祉施設等においては、高齢者、障害児者等の日常生活上の支援が必要な者が多数利用していることから、ライフライン等が長期間寸断され、サービス提供の維持が困難となつた場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあります。このため、平時の段階から、災害時にあるつてもサービス提供が維持できるよう、社会福祉施設等の事業継続に必要な対策を講じることが重要です。

各都道府県、市区町村におかれでは、これまで也非常災害計画の策定や避難訓練の実施等、社会福祉施設等の災害対策に万全を期するよう指導を行つていただいているところですが、今般の被害状況を踏まえ、別添1の社会福祉施設等について、今一度点検すべき項目（例）を別添2のとおり取りまとめましたので、貴管内の社会福祉施設等において、ライフライン等が寸断された場合の対策状況を確認するとともに、その結果を踏まえ、速やかに飲料水、食料等の備蓄、BCP（事業継続計画）の策定推進など必要な対策を行うようご助言をお願いいたします。

1. 高齢者関係施設
 - (1) 老人短期入所施設
 - (2) 養護老人ホーム
 - (3) 特別養護老人ホーム
 - (4) 軽費老人ホーム
 - (5) 認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）
 - (6) 生活支援ハウス
 - (7) 介護老人保健施設
 - (8) 介護医療院
 - (9) 小規模多機能型居宅介護事業所
 - (10) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (11) 有料老人ホーム
 - (12) サービス付高齢者向け住宅
2. 障害児者関係施設
 - (1) 障害者支援施設
 - (2) 福祉型障害児入所施設
 - (3) 医療型障害児入所施設
 - (4) 共同生活援助事業所（グループホーム）
 - (5) 短期入所事業所
 - (6) 療養介護事業所
 - (7) 宿泊型自立訓練事業所
3. 児童関係施設
 - (1) 助産施設
 - (2) 乳児院
 - (3) 母子生活支援施設
 - (4) 児童養護施設
 - (5) 児童心理治療施設
 - (6) 児童自立支援施設
 - (7) 児童自立生活援助事業所
 - (8) 小規模住居型児童養育事業所
 - (9) 婦人保護施設
 - (10) 婦人相談所一時保護施設
 - (11) 児童相談所一時保護施設
 - (12) 保育所・認定こども園

- (13) 小規模保育事業所

(14) 事業所内保育事業所（ただし、児童福祉法第34条の15第2項に基づき認可を受けたものに限る）

(15) 放課後児童健全育成事業実施施設（児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するための施設）

(別添2)

- (15) 放課後児童健全育成事業実施施設（児童福祉法第6条の3 第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するための施設）

社会福祉施設等における点検項目（例）

1. 停電に備えた点検

4. その他施設

- (1) 救護施設
- (2) 更生施設
- (3) 宿所提供施設

電機關係 >

① 非常用自家發雪

- (1) 以身受之的
(2) 夏生施設
(3) 宿所提供施設

・定期的な検査とともに、緊急時に問題なく使用できるよう性能の把握及び訓練を
るか。

② 非常用自家発電機が無い場合

- ・医療的配慮が必要な入所者（人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引等）の有無、協力病院等との連携状況などを踏まえ、非常用自家発電機の要否を検討しているか。
 - ・医療的配慮が必要な入所者がいる場合、非常用自家発電機の導入（難しければ、レンタル等の代替措置）を検討しているか。

・暗闇を確保するための十分な数の懐中電灯やランタン等の備蓄をしておきたい。

・石油（灯油）ストーブ等の代替暖房器具とその燃料を準備するとともに、毛布、携帯用カイロ、防寒用など備蓄をしていくか

- ・医療機器等の予備バッテリー又は充電式や手動式の喀痰吸引器等の代替器具を準備し

- ・人工透析患者に係る緊急時の対応、ニーズ、必要物資等を把握し、自治体の透析担当者や各透析施設等との連携体制が確保されているか。

2. 断水に備えた点検

<生活用語關係>

- ・近隣の給水場を確認し、大容量のポリタンク等の給水容器の準備をしているか。
 - ・災害時協力井戸の確保（酒造会社等）をしているか。
 - ・衛生面を考慮しつつ、地下水（井戸水）の利用の検討をしているか。

(注) 節水のため、食器を汚さないように使用するラップや紙皿などを備蓄しておくこと。

(注) 入浴は、緊急時には、ウェットティッシュによる清拭などによる代替手段を検討すること。

＜飲料水関係＞

・飲料水の備蓄をしているか。

(注) 災害時には、近隣からの避難者等の受入れにより、これらの者に対して飲料水の提供が必要な場合があるため、利用者・職員分だけではなく、十分な数を備蓄しておくこと。

＜汚水・下水関係＞

・携帯トイレや簡易トイレ、オムツ等の備蓄をしているか。

3. ガスが止まった場合に備えた点検

・カセットコンロ及びカセットガス等の備蓄をしているか。

(注) 比較的簡単に備蓄できるが、火力が弱く、大量の食事を一度に調理することは難しいため、多めに備蓄しておくことが望ましい。

・プロパンガスの導入又は備蓄（難しければ、ガス業者等からのレンタルの可否の確認）

をしているか。
・調理が不要な食料（ゼリータイプの高カロリー食等）を備蓄しているか。

4. 通信が止まった場合に備えた点検

・通信手段のバッテリー（携帯電話充電器、乾電池等）を確保しているか。

・複数の通信手段（携帯電話メール、公衆電話、災害用トランシーバー、衛星電話等）を確保しているか。

(注) 緊時に想定している通信手段の使用方法等を予め確認しておくこと。

5. 物資の備蓄状況の点検

・食料、飲料水、生活必需品、医薬品、衛生用品、情報機器、防寒具、非常用具、冷暖房設備・空調設備稼働用の燃料について、季節ごとに1日の必要量を把握しているか。食料などについて、上記を踏まえた備蓄量となっているか（飲料水等は再掲）。

(注) 消費期限があるものは、定期的な買換えが必要となることに留意すること。

(注) 利用者だけではなく、職員分及び避難者分なども含め十分な物資を備蓄しておること。

(注) 備蓄物資については、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、保管場所にも留意すること。

6. その他留意事項

- ・点検は、南海トラフ地震の想定地域等特段の対応が求められる場合を除き、最低3日間以上は業務が継続できるよう立てる視点にしておくこと。
- ・上記の点検項目は、最低限ファイン等を維持・確保するための例であり、各社会福祉施設等において点検を行うに当たっては、実際に災害が発生した際に利用者の安全確保ができる実効性のあるものとなるよう、当該施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。
- ・上記の点検項目以外にも、災害対策においては、利用者の避難方法や緊急時の職員間の連絡体制の構築、平時における避難訓練の実施、消防等関係機関や地域住民との連携体制の確保等が重要であることから、これらにも留意する必要があること。
- ・上記の点検項目を含め、災害時における事業継続の方法については、BCP（事業継続計画）として予め文書で整理し、役職員間で共有しておくとともに、平時の段階から、当該BCPを踏まえた訓練や物資の点検等の具体的な活動を実践していくことが望ましいこと。
- ・災害対策については、単独の法人や社会福祉施設等での対応には限界があることから、「災害時の福祉支援体制の整備について」（平成30年5月31日付け社援発0531第1号）を踏まえ、平時の段階から、都道府県が中心となつて構築している「災害福祉支援ネットワーク」へ積極的に参画し、地域全体の防災体制の底上げに協力を図ること。

1. 受審数等の状況(総括表)

(1)都道府県別の受審数

No.	都道府県	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	都道府県別 累計 実績数
1	北海道	0	1	9	20	13	17	28	14	24	57	13	26	42	264
2	青森県	5	19	34	12	19	26	14	11	22	20	18	13	15	228
3	岩手県	9	15	21	29	24	18	28	19	24	19	15	15	18	254
4	宮城県	0	0	0	3	9	1	6	3	13	24	18	20	27	124
5	秋田県	0	0	4	1	1	4	7	6	8	14	2	6	17	70
6	山形県	0	2	2	1	4	2	3	0	5	11	0	5	15	50
7	福島県	0	0	3	8	9	6	3	3	15	17	8	13	24	109
8	茨城県	1	2	6	3	1	1	0	0	3	23	1	9	20	70
9	栃木県	1	8	6	6	10	11	8	8	29	26	31	21	29	194
10	群馬県	16	11	8	11	7	5	4	7	10	9	8	8	11	115
11	埼玉県	8	22	26	25	27	19	17	27	34	46	39	48	55	393
12	千葉県	0	3	81	28	45	51	56	35	71	77	107	95	123	772
13	東京都	1,352	1,308	1,827	1,817	2,006	1,979	2,358	2,613	2,762	2,891	2,990	2,970	3,191	30,064
14	神奈川県	37	100	131	163	107	148	170	180	225	173	274	333	397	2,438
15	新潟県	0	0	0	7	18	27	23	10	14	22	9	37	32	199
16	富山県	9	18	7	4	2	6	5	2	4	4	12	7	8	88
17	石川県	0	42	38	32	21	13	11	6	8	23	2	6	14	216
18	福井県	0	3	2	4	4	5	4	6	8	9	9	11	12	77
19	山梨県	1	10	4	7	7	2	5	6	6	6	2	5	6	67
20	長野県	2	15	9	29	16	15	37	24	19	39	41	34	58	338
21	岐阜県	7	19	10	4	10	10	15	17	22	18	23	29	37	221
22	静岡県	47	38	45	40	38	15	12	15	30	39	31	43	36	429
23	愛知県	3	25	39	55	59	110	85	92	95	105	100	124	136	1,028
24	三重県	19	7	13	13	13	8	6	9	26	18	12	39	34	217
25	滋賀県	0	0	3	4	3	3	3	3	4	14	12	10	18	77
26	京都府	80	115	254	185	192	207	197	216	221	262	268	301	244	2,742
27	大阪府	9	31	80	60	41	80	50	72	85	151	86	100	137	982
28	兵庫県	20	25	51	52	32	44	41	32	71	104	57	72	123	724
29	奈良県	0	0	0	4	2	1	1	1	4	11	1	3	12	40
30	和歌山県	0	0	2	10	4	2	2	2	3	15	5	3	12	60
31	鳥取県	0	15	18	20	24	26	28	19	32	42	25	29	53	331
32	島根県	0	1	4	1	2	1	5	1	3	5	2	6	22	53
33	岡山県	0	0	0	3	0	0	0	3	6	18	7	16	25	78
34	広島県	0	0	0	1	16	21	12	15	32	34	12	27	34	204
35	山口県	41	39	25	14	10	14	14	5	15	14	12	23	18	244
36	徳島県	0	0	0	6	3	3	3	1	5	14	0	3	12	50
37	香川県	0	0	8	2	5	5	7	6	6	7	4	4	7	61
38	愛媛県	0	0	4	8	6	18	14	17	42	18	11	23	47	208
39	高知県	0	2	1	3	1	0	0	3	5	6	3	5	6	35
40	福岡県	0	0	0	5	20	11	6	9	21	45	13	28	33	191
41	佐賀県	0	4	1	2	0	3	0	1	1	16	2	4	6	40
42	長崎県	0	3	12	6	10	4	8	12	18	22	28	17	21	161
43	熊本県	0	21	22	27	19	26	28	50	53	47	63	30	42	428
44	大分県	11	14	18	14	6	7	11	6	8	18	13	9	25	160
45	宮崎県	0	0	0	0	2	1	4	5	7	14	8	5	10	56
46	鹿児島県	0	9	5	4	1	6	7	1	6	40	22	24	23	148
47	沖縄県	0	0	2	4	2	3	3	5	7	12	4	5	11	58
全国合計受審数		1,678	1,947	2,835	2,757	2,871	2,985	3,349	3,598	4,132	4,619	4,423	4,664	5,298	45,156

※平成17～19年度の実績数については、一部の県で外部評価等が含まれていたためその数を除外

※平成24年度から、全国推進組織が認証する評価機関が評価実施した社会的養護関係施設の受審数を「都道府県集計」に合算して総括表(本表)を作成

1. 受審数等の状況(総括表)

(2) 主な施設・サービス別の受審数・受審率と累計

区分	主な施設・サービス種別	平成29年度 受審数	全国施設数 ※1	受審率	平成29年度迄の 累計受審数
高齢者	特別養護老人ホーム	501	7,891	6.35%	5,867
	養護老人ホーム	40	959	4.17%	545
	軽費老人ホーム	36	2,302	1.56%	425
	訪問介護	80	35,311	0.23%	1,136
	通所介護	221	23,597	0.94%	2,826
	小規模多機能居宅介護	78	5,342	1.46%	830
	認知症対応型共同生活介護	472	13,346	3.54%	4,680
障害者	身体障害者療護施設 ※2	—	—	—	130
	身体障害者更生施設 ※2	—	—	—	61
	身体障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	88
	身体障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	87
	知的障害者入所更生施設 ※2	—	—	—	557
	知的障害者通所更生施設 ※2	—	—	—	167
	知的障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	20
	知的障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	369
	精神障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	1
	精神障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	16
	居宅介護	0	23,074	0.00%	18
	生活介護	163	7,275	2.24%	931
	自立訓練(機能訓練)	3	428	0.70%	11
	自立訓練(生活訓練)	11	1,374	0.80%	54
	就労移行支援	31	3,471	0.89%	127
	就労継続支援(A型)	17	3,776	0.45%	85
	就労継続支援(B型)	202	11,041	1.83%	1,092
	共同生活援助	63	7,590	0.83%	238
	障害者支援施設(施設入所支援+日中活動事業)	189	2,549	7.41%	1,187
	多機能型	154	—	—	784
児童	保育所	1,518	23,524	6.45%	12,590
	幼保連携型認定こども園	78	4,409	1.77%	102
	地域型保育事業	0	3,719	0.00%	9
	その他保育事業	238	—	—	775
	児童養護施設 ※3	372	615	60.49%	1,959
	乳児院 ※3	73	138	52.90%	375
	児童心理治療施設(旧 情緒障害児短期治療施設) ※3	22	46	47.83%	91
	児童自立支援施設 ※3	41	58	70.69%	125
	母子生活支援施設 ※3	141	232	60.78%	656
	自立援助ホーム ※3	11	143	7.69%	55
	ファミリーホーム ※3	2	313	0.64%	2
	児童館	2	4,541	0.04%	35
	知的障害児施設 ※2	—	—	—	136
	知的障害児通園施設 ※2	—	—	—	55
	肢体不自由児施設 ※2	—	—	—	84
	重症心身障害児施設 ※2	—	—	—	66
	児童発達支援センター	18	528	3.41%	63
	医療型児童発達支援センター	6	99	6.06%	27
	児童発達支援事業	11	4,984	0.22%	35
	放課後等デイサービス	19	11,301	0.17%	41
	障害児多機能型	16	—	—	30
	障害児入所施設(福祉型)	21	263	7.98%	85
	障害児入所施設(医療型)	13	212	6.13%	48
厚生	婦人保護施設	5	46	10.87%	70
	救護施設	24	186	12.90%	248
他	その他 ※4	406	—	—	5,062
	合計	5,298	—	—	45,156

※1 全国施設数は、

「平成29年社会福祉施設等調査報告」(平成29年10月1日現在)、「平成29年介護サービス施設・事業所調査」(平成29年10月1日現在)、

「保育所等関連状況取りまとめ(平成30年4月1日現在)」における保育所数、「地域型保育事業の件数について(平成28年4月1日現在)」、

「認定こども園に関する状況について(平成30年4月1日現在)」における幼保連携型認定こども園数、

「社会的養育の推進に向けて(平成29年12月)」における児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、

自立援助ホーム、ファミリーホーム数を参照した

※2 平成24年度までの施設・サービス種別

※3 全国推進組織が認証する評価機関が実施した件数と、都道府県推進組織が認証する評価機関が実施した件数を合算して集計

※4 以下のものを含む。「短期入所生活介護」「福祉用具貸与」「高齢者・その他」「障害者・その他」「その他障害児支援」「児童・その他」

「更正施設」「授産施設」「宿所提供之施設」「その他のサービス・その他」

2. 主な施設・サービス別の受審数等の状況

区分	サービス種別	第三者評価の対象サービス	使用している基準		H29年度受審数	内訳		備考
			全国版ガイドライン基準	独自基準		初回受審(H23~29年度)	2回目以上受審(H23~29年度)	
1	特別養護老人ホーム	47	20	27	501	81	420	
2	養護老人ホーム	44	20	24	40	2	38	
3	軽費老人ホーム	43	20	23	36	10	26	
4	訪問介護	41	19	22	80	28	52	
5	通所介護	43	19	24	221	44	177	
6	短期入所生活介護	26	15	11	72	10	62	
7	福祉用具貸与	19	10	9	2	2	0	
8	小規模多機能型居宅介護	18	11	6	78	13	65	
9	認知症対応型共同生活介護	17	11	5	472	43	429	
10	高齢者・その他	22	11	11	250	100	150	
	「高齢者・その他」のサービス種別名:							
	小計				1,752	333	1,419	
11	居宅介護	33	20	13	0	0	0	
12	生活介護	42	23	19	163	47	116	
13	自立訓練(機能訓練)	40	22	18	3	1	2	
14	自立訓練(生活訓練)	40	22	18	11	4	7	
15	就労移行支援	41	23	18	31	11	20	
16	就労継続支援(A型)	40	22	18	17	7	10	
17	就労継続支援(B型)	43	24	19	202	44	158	
18	共同生活援助	39	21	18	63	37	26	
19	障害者支援施設(施設入所支援+日中活動事業)	46	23	23	189	45	144	
20	多機能型	37	20	17	154	38	116	
21	障害者・その他	19	10	9	63	23	40	
	「障害者・その他」のサービス種別名:							
	小計				896	257	639	
22	保育所	47	21	26	1,518	675	843	
23	幼保連携型認定こども園	26	12	14	78	71	7	
24	地域型保育事業	22	11	11	0	0	0	
25	その他保育事業	19	9	10	238	31	207	東京都認証保育所
26	児童養護施設※	47	45	2	65	0	65	
27	乳児院※	47	45	2	11	0	11	
28	児童心理治療施設(旧 情緒障害児短期治療施設)※	40	40	0	1	1	0	
29	児童自立支援施設※	46	45	1	3	0	3	
30	母子生活支援施設※	47	45	2	28	0	28	
31	自立援助ホーム※	26	22	4	11	1	10	
32	ファミリーホーム※	22	20	2	0	0	0	
33	児童館	26	16	10	2	2	0	
34	児童発達支援センター	34	17	17	18	7	11	
35	医療型児童発達支援センター	32	16	16	6	1	5	
36	児童発達支援事業	31	17	14	11	5	6	
37	放課後等デイサービス	32	17	15	19	14	5	
38	障害児多機能型	31	18	13	16	9	7	
39	障害児入所施設(福祉型)	42	21	21	21	5	16	
40	障害児入所施設(医療型)	39	20	19	13	2	11	
41	その他障害児支援	13	8	5	0	0	0	
	「その他障害児支援」のサービス種別名:							
42	児童・その他	9	5	4	4	4	0	
	「児童・その他」のサービス種別名:							
	小計				2,063	828	1,235	
43	婦人保護施設	27	20	7	5	0	5	
44	救護施設	33	18	15	24	5	19	
45	更生施設	14	11	3	10	0	10	
46	授産施設	14	11	3	0	0	0	
47	宿所提供的施設	13	10	3	5	0	5	
48	その他の施設・サービス	8	7	1	0	0	0	
	「その他のサービス・その他」種別名:							
	小計				44	5	39	
	計	47都道府県			4,755	1,423	3,332	

※社会的養護関係施設の受審数については、全国推進組織が認証する評価機関が実施した543件は含めず、都道府県推進組織が認証する評価機関が実施した件数のみを集計

3. 受審数等の状況(都道府県集計)

No.	都道府県	公営	社会福祉法人※1	社会福祉協議会	医療法人	當利法人 (会社)	特定 非営利 活動法人	日赤	社団 ・財団	協同組合	その他	合計
1	北海道	0	3	1	0	2	0	0	0	0	0	6
2	青森県	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	15
3	岩手県	4	11	0	0	0	0	0	0	0	0	15
4	宮城県	0	5	5	0	9	0	0	0	0	1	20
5	秋田県	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7
6	山形県	0	5	0	0	0	0	0	1	0	2	8
7	福島県	1	8	0	0	4	0	0	0	0	1	14
8	茨城県	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
9	栃木県	4	17	2	0	0	0	0	0	0	0	23
10	群馬県	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	6
11	埼玉県	15	9	0	0	13	0	0	1	0	0	38
12	千葉県	7	70	0	1	27	2	0	3	0	1	111
13	東京都	217	1,724	13	69	852	170	3	42	8	93	3,191
14	神奈川県	24	191	0	0	129	13	0	2	0	4	363
15	新潟県	0	26	0	0	0	0	0	0	0	0	26
16	富山県	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
17	石川県	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	4
18	福井県	2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	12
19	山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	長野県	18	29	0	0	0	0	0	0	1	2	50
21	岐阜県	6	18	0	1	3	1	0	0	0	0	29
22	静岡県	11	17	0	0	0	0	0	0	0	2	30
23	愛知県	15	59	1	0	23	0	0	0	0	2	100
24	三重県	2	18	3	1	1	0	0	0	0	0	25
25	滋賀県	6	2	0	0	0	0	0	0	0	1	9
26	京都府	6	128	18	28	34	6	0	9	1	1	231
27	大阪府	2	71	0	0	14	2	0	0	0	1	90
28	兵庫県	3	76	4	0	3	1	0	0	0	1	88
29	奈良県	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
30	和歌山県	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
31	鳥取県	2	36	0	5	0	0	0	0	0	1	44
32	島根県	0	17	0	0	0	0	0	1	0	0	18
33	岡山県	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14
34	広島県	3	21	0	0	0	0	0	0	0	0	24
35	山口県	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10
36	徳島県	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
37	香川県	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2
38	愛媛県	20	12	0	0	0	0	0	0	0	5	37
39	高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	福岡県	2	7	0	0	2	0	0	0	0	0	11
41	佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	長崎県	0	10	0	0	2	0	0	0	0	0	12
43	熊本県	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	30
44	大分県	1	11	0	0	1	0	0	0	0	0	13
45	宮崎県	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
46	鹿児島県	0	5	0	0	1	0	0	0	0	0	6
47	沖縄県	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	3
全国合計受審数		376	2,719	47	105	1,121	196	4	59	10	118	4,755

※1「社会福祉協議会」以外

※2 全国推進組織が認証する評価機関が実施した社会的養護関係施設の543件は含まない